

中国「外商投資産業指導目録（2017年 改訂）」の概要と特徴

(2017年7月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所大地法律事務所に作成委託し、2017年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび大地法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび大地法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

I 概要	1
II 2017年版目録の特徴	2
一. 改訂にあたっての原則	2
二. 各項目の増減	2
三. 外資参入の「ネガティブリスト」を正式に提出	3
四. 産業分野ごとの改訂ポイント	5
1. 採鉱業	5
2. 製造業分野	5
(1) 食品製造業	5
(2) 汎用設備製造業	6
(3) 専用設備製造業	6
(4) 自動車製造業	7
(5) 鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の輸送設備製造業	8
(6) コンピュータ、通信およびその他電子設備製造業	9
(7) その他	9
3. 電力、熱、ガスおよび水の生産および供給業	10
4. 交通輸送、倉庫保管および郵政業	10
5. 情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	11
6. 卸売および小売業	11
7. 金融業	12
8. リースおよびビジネスサービス業	12
9. 科学研究および技術サービス業	13
10. 文化、スポーツおよび娯楽産業	13
11. 水利、環境および公共施設の管理業	14

中国「外商投資産業指導目録（2017年改訂）」の概要と特徴

I 概要

2017年6月28日、中国共産党中央委員会、国務院の同意を経た「外商投資産業指導目録（2017年改訂版）」（2017年第4号令、以下「2017年版目録」）が、国家發展改革委員会（以下「發展改革委員会」）と商務部により共同で公布された。これに伴い、「外商投資産業指導目録（2015年改訂版）」（以下「2015年版目録」）は廃止された。

今回の改訂は、1995年に「外商投資産業指導目録」（以下「目録」）が初めて公布されて以来、7回目の改訂にあたるものである。ここ数年、中国政府により「一帯一路（新シルクロード経済圏構想）」政策が提起され、大々的に推進されているなか、中国国内産業のグレードアップ、モデルチェンジの実現を目指す「中国製造 2025」戦略への外国人投資家の積極的な参加を奨励する目的から、引き続き投資環境の改善を図り、「届出制」の適用判断の根拠となる「ネガティブリスト」を制定し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外国資本の参入制限をより緩和することを目標に（またこれを特徴として）、以下の法令に基づいて今回、再度目録が改訂されることとなった。

- 「開放型経済の新体制を構築することに関する中国共産党中央委員会・国務院の若干の意見」（2015年9月17日付公布）
- 国務院「対外開放を拡大し、外資を積極的に活用することにかかる若干の措置に関する通知」（国発〔2017〕5号、2017年1月17日付公布）（以下「5号通知」）
- 2016年9月に全人代常務委員会の審議を通過した「中外合弁経営企業法」等の4法律の改訂案（参入特別管理措置の対象である場合を除き、外資系企業に対する管理を従前の商務所管機関による「審査制」から「届出制」管理に変更するもの）

改訂のプロセスは、2015年版目録の改訂時と同様、發展改革委員会および商務部が、2016年12月7日に2017年版目録の意見聴取稿を公表して、1カ月間にわたり意見を募集し、一部企業や業界団体より提出された建設的な意見を採用して、最終的に2017年版目録の正式版を完成した。

II 2017年版目録の特徴

以下では、2017年版目録の特徴についていくつかの観点から解説し、2017年版目録と2015年版目録、2017年版目録意見聴取稿および自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（2017年版）（以下「2017年版自貿区ネガティブリスト」）との重要な相違点等について、概略を説明する。

一. 改訂にあたっての原則

発展改革委員会の責任者は、2017年版目録について記者からの質問に答えた際、今回の改訂の原則を以下のように整理して解説した。

1. 重点分野の開放の促進

開放と発展を維持しながら、開放拡大を積極的に推し進め、サービス業、製造業、採鉱業への外資の参入をさらに緩和する。自由貿易試験区で先行されたパイロットプログラムのさらなる総括を踏まえて、自由貿易試験区の対外開放措置を中国全土に拡大普及させる。

2. ネガティブリストの特徴を明確に提示

参入許可前の内国民待遇にネガティブリスト管理モデルを加味する、という改革の要求に応じて「目録」の構成を調整し、最適化するため、中国全土で実施される外国資本参入のネガティブリストを提示すると同時に、国内資本企業と外資系企業に等しく適用する制限措置は提示されないようになった。ネガティブリストに含まれない分野においては、原則として外国資本の参入を制限する措置をとってはならないこととなる。

3. 奨励政策の安定維持

中国の産業構造の調整や最適化の方向性に合致する分野への外国人投資家による投資は引き続き奨励し、外資による「中国製造 2025」戦略およびイノベーションによる発展促進戦略への広範な参画を支持し、資本・技術・人材の誘致促進との相互作用により、外資系企業が実体経済の発展に与える重要な効果が十分に発揮されることを目指す。

二. 各項目の増減

1. 制限措置の抑制

2015年版目録には、93条の制限措置が含まれていた（奨励類において持分割合の要求を設けた条目が19条、制限類では38条、禁止類では36条あった）が、2017年版目録

においては 2015 年版から 30 条の制限措置が減らされ、63 条が残されている（うち、制限類の条目は 35 条、禁止類 28 条）。

2. 奨励類の項目数は横ばい、内容を若干調整

2017 年版目録には、奨励類条目が合計 348 条あり、2015 年版目録に比べ新たに 6 条を追加し、7 条を削除、35 条が改訂されている。奨励項目の調整の方針は、中国の産業構造の調整、最適化の方向性に合致する分野（先端的な製造、ハイテク、省エネ・エコロジー、近代的サービス業等）への外国人投資家による投資を引き続き奨励するというものである。外資による「中国製造 2025」戦略およびイノベーションによる発展促進戦略への広範な参画を支持し、資本、技術および知力の誘致ならびに融合活用を促進することで、外資系企業が実体経済の発展に与える重要な効果が十分に発揮されることを目指している。

3. 2015 年版目録には存在した国内資本企業と外資系企業に等しく適用される制限措置を削除

国内資本企業と外資系企業に対して等しく適用される制限措置が、今回の 2017 年版目録では削除された。これには、次のようなものがある。

- ① 大型テーマパークの建設等、プロジェクトの審査承認手続きを履行しなければならないもの。
- ② ゴルフ場、別荘等、国内資本企業と外資系企業で等しく新規建設を禁止するもの
- ③ 賭博業、風俗業等、国内資本企業と外資系企業で等しく投資を禁止するもの。

これについて注意する必要がある点は、従前は「目録」の中でこれらの制限措置が直接提示されていたのに対し、2017 年版目録ではこれらの内容が削除されたため、実際にはそのような制限措置があるということがわかりにくくなり、対応上の負担がかえって増大したことである。

三. 外資参入の「ネガティブリスト」を正式に提出

2016 年 9 月、外資系企業に「届出制」を適用する改革が開始された当時は、専用の「ネガティブリスト」が公布されたわけではなく、発展改革委員会および商務部が公布した 2016 年第 22 号公告により、2015 年版目録中の制限類、禁止類、奨励類のうち、外資持分割合または高級管理職の制限等を設けた規定の通り取り扱われていた。

これに対し、2017年版目録では、各種の制限措置が「外商投資参入ネガティブリスト」として「目録」中の独立した一部分にまとめられており、今後はこれが正式かつ有効な「ネガティブリスト」となる。

ここで注目すべき点は、次のことである。2017年版目録においてネガティブリストを設定する方法を採用したことにより、従前2015年版目録の中で奨励項目とされていた「奨励類のうち外資持分割合または高級管理職の制限のある」項目が、2017年版目録においては次の2通りに位置付けられるようになった。

- ① 項目そのものは奨励類に残っているが、外資持分割合または高級管理職の制限を付さないもの。
- ② 「外資持分割合または高級管理職の制限」の規定を、市場参入の制限条件としてネガティブリストに記載しているもの。

このような体系的な変更により、一部の奨励項目とネガティブリスト項目が重複する現象¹が起きており、これらの項目について奨励措置の適用を受けられるのか、どのような市場参入制限措置があるのか実際に確認する際は、特に注意する必要がある。

その一例を以下に示す。

2015年版目録	2017年版目録	コメント
【奨励項目】 295. 送電網の建設および経営（中国側の持分支配とする。）	【奨励項目】 294. 送電網の建設および経営	外国資本に対する奨励政策の適用を受けられる。
	【ネガティブリストの第一部分「外商投資を制限する産業の目録」】 13. 送電網の建設および経営（中国側の持分支配とする。）	奨励政策の適用とともに、外資の持分割合に対する制限も受ける。

¹ 「ネガティブリスト」の説明第5条：「外商投資を奨励する産業の目録」と外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）で重複する条目については、奨励政策を適用すると同時に関連する参入規定を遵守しなければならない。

四. 産業分野ごとの改訂ポイント

以下では、日系企業に影響を与える主な産業分野および項目の改訂点を解説する。

1. 採鉱業

「全国鉱産資源規画（2016～2020年）」では、「鉱業分野の対外開放水準の向上」が目標として掲げられており、採鉱業の中でもオイルシェール、オイルサンド、シェールガス等の非在来型石油・ガスおよび鉱産資源の分野における外資参入制限を緩和することが、5号通知でも明確に要請されている。また2017年版目録の中で、石油、天然ガスの探査、開発や、鉱山ガスの利用は、2015年版目録に引き続き奨励項目とされている。2015年版目録において、この項目に全面適用されていた「合弁、提携に限る」という制限条件も一部が削除され、具体的には、天然ガスのうちのオイルシェール、オイルサンド、シェールガス等の探査、開発および鉱山ガスの利用における合弁、提携への制限が取消された。しかしながら、石油、天然ガス（炭層ガスを含む）の探査、開発においては、合弁、提携への制限が依然として留保されている。

国土資源部が発展改革委員会、工業情報化部、財政部、環境保護部、商務部と共同で策定した「全国鉱産資源規画（2016～2020年）」の中では、金、銀等の貴金属鉱産の探査開発、およびリチウムエネルギー金属鉱産の開発利用を奨励することが規定されている。2015年版目録の中で制限項目とされていた「貴金属（金、銀、プラチナ族）の探査、採掘」および「リチウム鉱の採掘、選鉱」は、2017年版目録において制限が取り消され（2017年版目録意見聴取稿と整合）、2017年版自貿区ネガティブリストにおいても、同様にこれら2項の制限が取り消されている。

2. 製造業分野

(1) 食品製造業

2015年10月より施行された「食品安全法」（改訂版）では、乳幼児用栄養調整食品、特殊医療用途の調製食品および健康食品を統一して「特殊食品」として監督管理するとされている。2015年版目録の奨励項目「乳児、高齢者用食品および健康食品の開発、生産」は、2017年版目録意見聴取稿の中では一度「乳児用食品および健康食品の開発、生産」（奨励範囲を縮小しようとしたもの）に調整されたものの、2017年版目録においては最終的に「乳幼児用調製食品、特殊医療用途の調製食品および健康食品の開発、生産」

とされ、現行食品安全法の規定との整合性がとられた。「特殊医療用途の調製食品」が奨励範囲に含まれたことは、日系企業にとって朗報であるといえるだろう。

(2) 汎用設備製造業

中国政府は「中国製造 2025」計画の中で、情報化と工業化のさらなる融合を進めるとして、インテリジェント製造設備およびインテリジェント化生産ラインの研究開発を実施し、新型センサー、インテリジェント測量計器、工業用制御システム、サーボモータおよびドライブ、減速機等の重要装置の技術革新を図るとしている。このためには、海外の先端技術や経験を存分に利用することが非常に重要な課題となる。また 2015 年版目録の改訂以降においての中国国内の関連製造業の発展の状況を考慮し、2017 年版目録の奨励項目から次の項目が削除されている。

- ① 五軸連動デジタルシステムおよびサーボ装置ならびに精密デジタル制御加工用高速超硬バイト
- ② 特殊加工機械の製造：レーザー切断およびテーラードブランク溶接設備一式、レーザー精密加工設備、デジタル制御低速ワイヤカット放電加工機

また、「中国製造 2025」計画における循環型経済の発展、回収資源の利用率向上という要請への対応をさらに進めるため、2017 年版目録の奨励項目には「医療用現像設備の重要部品の再製造」「印刷機等のオフィス機器の再製造」が追加された。そのうえ、2015 年版目録にあった「1,000 万画素を超えるデジタルカメラの製造」の内容を拡充して、「1,000 万画素を超えるまたは水平視野角が 120 度を超えるデジタルカメラおよびその光学レンズ、光電モジュールの開発および製造」とし、デジタル画像分野の奨励対象となる製品の範囲を拡大した（うち、光電モジュールは、国の「第 13 次 5 カ年規画（2016～2020 年）」で、大いに発展させるべき次世代情報技術に設定されている）だけでなく、奨励される行為も単なる「製造」から「開発および製造」へと拡大されている。これらの調整は、日系企業にとって関連性の比較的高いものと思われる。

(3) 専用設備製造業

2017 年版目録は、奨励項目の中の「高効率トラクターおよび関連農具」の適用基準を、エンジン効率が 120kW のものから 200 kW へと引き上げており、これは製造技術のたゆまぬ進歩に伴い、中国政府が支援の重点対象をより高効率の製品へと調整したことを反映している。中国国内で環境汚染問題への重視が日増しに高まる中、環境保護設備の製造分野にも奨励強化の傾向が窺われる。「第 13 次 5 カ年規画」の国家科学技術イノベーション

ン計画では、多くの発展を奨励するエコロジー環境保護技術が取り上げられているが、そのうち「排煙脱硫、排煙除塵設備」が今回の奨励項目に追加された。ここ数年、中国国内の医療、災害救助等の分野において緊急医療救助設備の需要が高まり続けているが、今回も「インテリジェント緊急医療救助設備の製造」が奨励項目として追加されたが、特に「インテリジェント」という点が強調されている。

注目されるのは、2017年版目録意見聴取稿には見られなかった「水文観測センサーの製造」が、2017年版目録に追加されていることである。追加の理由は、国の「第13次5カ年規画」期間における海洋環境の安全保障の重点的発展を強化するうえで、海洋資源の開発・利用技術に、水文観測センサーが関係するためであると思われる。

(4) 自動車製造業

自動車製造業は、関連する川上・川下産業が広範にわたり、生産額も高く、かねてから目録で重点的に扱われる分野の一つとなっている。新エネルギー自動車は、国の「第13次5カ年規画」中の重点育成対象とされている新興産業であり、2015年以来完成車および重要部品の製造メーカーについて、企業数や生産量、市場販売量や製品の品質等の面でいずれも大幅な引き上げが行なわれてきており、2017年版目録においても新エネルギー自動車に関連する内容への大きな調整が行われた。

- ① 新エネルギー自動車の重要部品にかかる奨励の重点対象を調整した。2017年版目録では奨励項目から「エネルギー型駆動用バッテリー（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/}$ キログラム、サイクル寿命 $\geq 2,000$ 回、外資割合は50%を超えない）、バッテリーの正極材（比容量 $\geq 150\text{mAh/g}$ 、サイクル寿命2,000回、初回放電容量の80%を下回らない）」という内容が削除された。これは、中国国内企業が駆動用バッテリーの技術開発および製造能力の面で、相当大きな発展と進歩を遂げたことに深い関連がある。

そのうえ、2017年版目録においては「燃料電池の低白金触媒、複合フィルム、フィルム電極、加湿器のバルブ、エアコンプレッサ、水素循環ポンプ、70メガパスカルの水素ボンベ」（2017年版目録意見聴取稿には含まれていなかった）が追加されている。この変更も、2017年4月25日付で公布された「自動車産業中長期発展計画」において、水素燃料電池自動車を新エネルギー自動車の重要発展分野の一つに位置付けた最新の動向と合致するものとなっている。

- ② 2017年版目録の中で新たに設けられた規定（2017年版目録意見聴取稿および2017年版自由貿易区ネガティブリストには等しく見られない）において、外国人

投資家と中国側の合弁パートナーが、純電気自動車の完成車製品を生産する合弁企業を設立する場合、「同一の外国人投資家が同類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内で設立できるのは2社まで」とする制限を受けないとした。中国側の持分割合が50%を下回らないとする制限的な条件は依然として存続しているものの、この内容は、中国が長く実施してきた自動車産業政策における、重大な調整であるともいえる。

新エネルギー自動車以外にも、制限的な内容が減少したものが見られる。

- ① 自動車電子バスネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御装置について、合弁に限るという要求を削除し、外資企業による独資でも製造、研究開発が可能となった。
- ② 外国資本によるオートバイ製造への投資について、企業形態（合弁）、中国側持分割合の要求（50%を超えない）および合弁企業の数量（2社まで）等の制限を削除した。これは、外国人投資家が中国国内で独資によりオートバイの製造企業を設立できるということを意味する。この点は、2017年版自貿区ネガティブリストの内容とも合致している。

2015年版目録における奨励項目であった「大排気量（排気量>250ml）オートバイのエンジン排出制御装置の製造」は、2017年版目録の奨励項目としても残っているが、自動車への環境保護基準の引き上げが続くという政策のもと、当該装置に適用する中国オートバイ汚染物排出基準を、「国三」レベル（2015年版目録、2017年版目録意見聴取稿）から「国四」レベルに引き上げている。

(5) 鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の輸送設備製造業

2015年版目録の中で軌道交通輸送設備について「合弁、提携に限る」としていた制限規定が2017年版目録から削除され、同時に軌道交通輸送設備そのものが奨励項目から削除された。外国人投資家は今後、独資による軌道交通輸送設備分野への投資を検討することができる。

「民間用航空機、汎用航空機的设计、製造および保守」ならびに「地面・水面効果航空機の製造およびドローン、軽飛行機的设计および製造」という内容は、ネガティブリストを導入した目録の構成の変化により顕著に複雑なものとなったが、結果的には、これらの内容の奨励、制限措置が2015年版目録とほとんど変わっておらず、2015年版目録中の

「地面・水面効果翼機」が、2017年版目録においては「地面・水面効果航空機」に改訂されて適用対象範囲が調整されたに過ぎない。

海洋工事および船舶の分野では、2017年版目録では「海洋工事装備（モジュールを含む）の製造および保守」ならびに「船舶用低・中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造」の項目から中国側持分支配とする要求が削除されたとともに、当該項目への奨励も取り消された。また、「船舶船室機械の製造」「船舶通信ナビゲーション設備の製造」も奨励項目から削除されているが、これら2項目の設計は、依然奨励項目として留保されている。この変化は、当該分野の設備製造への外資参入に対する中国政府の意欲が低下したことを表すものでもあるが、外国人投資家が積極的に設計の活動に従事することは依然として期待されているものと思われる。

(6) コンピュータ、通信およびその他電子設備製造業

「中国製造 2025」計画および「第13次5カ年規画」の国家科学技術イノベーション計画において、仮想現実および拡張現実は、ともに大いに発展させる必要のある次世代の情報技術とされている。3Dプリンタは、イノベーションと応用発展の求められている先端技術である。これにより、2017年版目録の奨励項目に、「仮想現実（VR）、拡張現実（AR）の設備の研究開発および製造」ならびに「3Dプリンタ設備の重要部品の研究開発および製造」（2017年版目録意見聴取稿にはなかったもの）が同時に追加された。

携帯電話等の移動体通信設備の開発および製造は、引き続き奨励項目として存在しているが、奨励の対象は「第3世代以降の移動体通信システム」から「第4世代以降の移動体通信システム」に調整された。このことは、近年において中国国内の4G移動通信ネットワークが既に充分普及している現状と直接関係している。また、ハイエンドルーターおよびネットワーク交換器の開発および製造も、引き続き奨励項目に入っているが、2017年版目録においては明確な処理能力の基準が設定され、次の基準に達するものが奨励の対象とされている。

- ①「全体スループットが6.4Tbps(双方向)のハイエンドルーター」
- ②「交換容量が40Tbpsを超える交換機」

(7) その他

5号通知においては、油脂加工および燃料アルコール等の分野の外資制限を取り消すことが要求され、2015年版目録の制限項目のうち以下のものが、2017年版目録から等しく削除された（2017年版目録意見聴取稿でも同様）。

- ① 「大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、カメリア油、ヒマワリ油およびパーム油等の食用油脂加工（中国側の持分支配とする）、コメ、小麦粉および原糖の加工、トウモロコシの高度加工」
- ② 「バイオ液体燃料（燃料アルコールおよびバイオディーゼル）の生産（中国側の持分支配とする）」

3. 電力、熱、ガスおよび水の生産および供給業

「水素ステーションの建設および経営」が、奨励項目として 2017 年版目録に追加された（2017 年版目録意見聴取稿にはなかったもの）。これは「中国製造 2025」計画で提起された新エネルギー自動車（電機自動車、燃料電池自動車）の発展、新エネルギーおよび再生可能エネルギー装備の発展という目標に直接関係している。2016 年 4 月に公布された「エネルギー技術革命・イノベーションの行動計画（2016～2030 年）」の中でも、水素エネルギーと燃料電池の技術イノベーション研究を重点的に進め、水素ステーションにより現場で水素を貯蔵、生成するモデルの標準化を普及させるとしている。この分野は、以後中国政府により発展が支援される重点分野の一つである。

2015 年版目録の制限項目にあった「小電力網の範囲内で、単機容量が 30 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式火力発電所および単機容量が 10 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式・抽出式両用ユニット熱電併給発電所の建設および経営」と、禁止項目にあった「大電力網の範囲において、単機容量 30 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式火力発電所および単機容量が 20 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式・抽出式両用熱電併給発電所の建設および経営」は、等しく 2017 年版目録から削除されている。

「石炭発電業界における旧式生産能力を淘汰する取組みをより徹底することに関する通知」（2016 年 4 月）では、「第 13 次 5 年計画」の期間に、石炭発電業界において旧式となった熱供給改造条件を備えていないユニットを段階的に廃止することを要求しており、効率の低い石炭火力発電所は、現在既に廃止されるべき旧式の生産能力の範囲に含められ、国内資本企業、外資系企業のいずれにも従事することを禁止する産業となっている。このため 2017 年版目録では「国内資本企業、外資系企業に対する統一管理の原則」により、単独での禁止項目としての提示はなくなっている。

4. 交通輸送、倉庫保管および郵政業

2017 年版目録では、航空業分野に対する規定において二つの変化が見られる。

- ① 2015 年版目録の「航空輸送事業者」を「公共航空輸送事業者」と改訂している。これは個人経営の輸送業者分野の開放についてはさらなる確認が待たれることを意味する。しかも、2017 年版目録では、依然として公共航空輸送事業者を奨励項目に含めているものの、制限条件においては「中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家およびその関連会社による投資割合は 25%を超えない」との内容を留保するほか、さらに「法定代表者は、中国国籍保有者でなければならない」という新たな内容が追加されている。この改訂は、現行の「公共航空輸送事業者の経営許可規定」と整合している。
- ② すべての汎用航空事業者に対し、「法定代表者は、中国国籍保有者でなければならない」との制限条件を追加したほかは、その他の奨励、制限措置には実質的な変更はない。

道路輸送分野においては、過去の目録の改訂の過程で外資に対する制限が開放され続けてきた傾向が踏襲されており、2017 年版目録では制限項目から「道路旅客輸送業者」という文言が削除されている。

また、「交通輸送改革を全面的に深化させることに関する交通運輸部の意見」で提起されていた「交通輸送業界において外国資本に対する参入許可前の内国民待遇にネガティブリストを加味した管理モデルの実施を模索する」という目標を実現するため、2017 年版目録では外国船貨物の検数業務の「合弁、提携に限る」との制限が削除され、今後は外国人投資家の独資による経営も認められるようになった。

5. 情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業

電気通信業者に対する制限措置において、2017 年版目録では「中国の WTO 加盟時に開放を承諾した業務に限る」との文言が追加されている（2017 年自貿区ネガティブリストには含まれるが、2017 年版目録意見聴取稿にはなかったもの）。これは制限条件の追加というわけではなく、中国の WTO 加盟時に開放を承諾した電気通信業務は、依然として外資が従事することを許可しないという点を再度明確化したに過ぎないものと思われる。また、基礎電気通信業者の制限の文言は「外資の割合が 49%を超えてはならない」から「中国側の持分支配とする」に調整されたが、これにより特に実質的な影響が生じることはないものと考えられる。

6. 卸売および小売業

2017 年版目録では、農産物の流通に対する制限項目が大幅に減少した。

- ① 買い付け、卸売りの対象となる製品の制限範囲を「コメ、小麦、トウモロコシ」に縮小したことは、外国資本がその他の種類の穀物の買い付けや卸売り、さらに綿花の卸売りにも従事できるようになったことを意味する。
- ② 2017年版目録意見聴取稿の中には、「大型農産品卸売市場の建設および経営」を制限項目として残す意向があったにもかかわらず、当該項目を2017年版目録では最終的に削除した。

7. 金融業

2017年版目録では、銀行の制限項目について、次の新たな制限内容が加えられた。「外国の銀行の支店、外商独資銀行、中外合弁銀行を設立する海外投資家、唯一または支配株主は海外の商業銀行でなければならない、非支配株主は海外金融機関とすることができる」。

当該項目の改訂は、中国銀行監督管理委員会による「外資銀行行政許可事項にかかる実施弁法」（2015年改訂）の第11条、第12条の規定との整合性を図ったことによるものである。

注目されるのは、2017年自貿区ネガティブリストにおける外国人投資者による銀行業金融機関への投資に関する制限条件が、2017年版目録の内容と表現のうえで必ずしも一致していない点である。2017年の自貿区ネガティブリストにおいては、具体的に各種外資系金融機関の株主の構成について要求があり、また外国人投資家に関する複数の具体的な資格要件も設けられている。一方、2017年版目録では、外資系金融機関の株主の構成および持分割合についての要求（基本条件）を示すのみにとどめている。

8. リースおよびビジネスサービス業

2017年版目録では「会計および監査」が奨励項目から削除されるとともに、「首席パートナーは、中国国籍の保有者とする」という制限条件が削除されているものの、現行の有効な「中外提携会計士事務所の本土化改制案」により、「特殊普通パートナー」形式を採用する会計事務所の首席パートナーは、必ず中国国籍を保有し、かつ中国の公認会計士の業務資格をもつ者でなければならないとされているため、事実上は一部の制限が依然存在していることになる。今後、首席パートナーの国籍および资格要求が全面的に取り消されるかどうかは、なお注目の必要があるものと思われる。

制限項目においては、従前含まれていた「信用調査および格付サービス業者」が 2017 年版目録からは削除された。報道によると、政府には海外の格付機関に対する緩和により、国内の評価機関が「独占的な」地位を占めている市場の在り方を打開し、より整った格付制度を確立して債券市場の良好な発展の促進を図りたいという意向があるという。

9. 科学研究および技術サービス業

2017 年版目録では、測量・製図の禁止項目の中で新たに「地上移動体を用いた測量」という内容が追加された。最近では、移動体測量技術が電子地図データの収集やナビゲーションソフトウェア等の分野で広範に応用されており、移動体測量技術により効率よく地理情報データを取得できるという特徴が、政府の重視するところとなっている。測量、製図、地理情報の調査および出国制限等は国の安全と密接にかかわるため、以前から中国政府が高い関心を払ってきた分野であり、今回新たに「地上移動体を用いた測量」が禁止項目に含められたということも、想定の内である。

10. 文化、スポーツおよび娯楽産業

2017 年版目録において、国内資本企業と外資系企業に等しく適用される制限措置はネガティブリストに含めないこととなったため、「大型テーマパークの建設および経営」は 2017 年版目録の制限項目から削除されている。外国人投資家が当該分野に投資するにあたっては、国内資本企業にも同様に適用される基準および手順に従い、政府機関に審査承認の申請手続きを行うことになる。

特に留意する必要があるのは、2017 年版目録では当該分野の禁止項目に対する変化が大きく、外国資本による経営を禁止する文化、インターネット情報サービスに関する業務を大幅に追加し（以下の②、④、⑤）、外資系企業がこれらの分野で業務活動を展開する余地は、極めて大きな制限を受けている。この変化は、ここ数年の文化分野やインターネット情報に対する規制がますます強化されている中国政府の法執行の動向と合致するものであり、これにより当該産業に従事する外国人投資家は、より厳しい法律環境に置かれることになる。

- ① 「報道機関」には、通信社を含み、これに限らないことを明確に示した。
- ② 書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の「編集」を、禁止項目として新たに加えた。この変化は、現在既に中国において編集業務を行う企業の今後の経営のあり方に影響を及ぼすものとなり、政府が当該禁止規定をどのように運用するのかという点も充分注目に値する。

- ③ 「ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務」を禁止項目として追加したことは、「衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置サービスにかかる暫定施行弁法」（2010年）での外国資本に対する禁止規定と整合している。
- ④ 外国資本の従事を禁止する「ラジオ・テレビ番組制作の経営」に、「輸入業務」を含めることを明確に示した。
- ⑤ 従来禁止されていた「ニュースウェブサイト」を拡充して「インターネットニュース情報サービス」とし、かつ「インターネットによる大衆向け情報発信サービス」を禁止項目に追加した。
- ⑥ 「人文社会科学研究機関」を禁止項目として新たに加え、外国資本は今後、中国の人文および社会科学の研究分野に参入しにくくなった。
- ⑦ 国内資本企業、外資系企業に対する統一管理の原則に基づき、禁止項目から「ゴルフ場、別荘の建設」を削除した。

11. 水利、環境および公共施設の管理業

2017年版目録において、奨励項目から「総合治水施設の建設および経営（中国側の持分支配とする）」が削除され、外国資本が当該業務に従事するにあたり奨励政策の適用を受けることはなくなるが、今後は独资での経営が可能となる。これまで中国では、治水施設の建設資金は主に政府の財源からもたらされ、社会資本からの投資の割合は低かった。しかし中国で治水施設の建設需要の高まりが続くなか、政府の財源のみに頼っては建設資金の需要を満たせなくなるため、多元的な投資主体を求め、外国資本の参入を呼び込むことで、財政赤字の負担軽減を図り、今回の政策の調整が図られたものと見られる。

ここ数年、中国の駐車施設の供給不足問題は日増しに顕在化してきており、发展改革委員会等の7委員会が「都市における駐車施設の建設強化に関する指導意見」（2015年）において、各地の関係機関は、駐車施設の建設運営主体および投資規模の参入基準引き下げのため、公共駐車建設への投資の申請を企業および個人のいずれにも認めるとした。これに関連して、2017年目録では奨励項目に「都市における駐車施設の建設および経営」が追加されている。

禁止項目において、「自然保護区および国際的に重要な湿地の建設、経営」が削除された。「環境保護」は、既に中国政府にとっての最重要課題の一つとなっており、「自然保護区および国際的に重要な湿地の建設、経営」の外国資本への制限が緩和されたことは、中国の環境保護関連産業の発展にとって有益と思われる。

以上